

アメリカにおけるサービス・ラーニングの制度化に関する一考察

藤村好美

はじめに

今日、アメリカのサービス・ラーニングをめぐる議論は百家争鳴の観を呈している。近年のアメリカにおけるサービス・ラーニングの制度化と中等教育・高等教育機関における義務化の動きに着目し、学校教育への積極的な導入の理論と方法を模索する者もいれば、サービス・ラーニングが制度として定着したことで、その初期の社会変革志向の理念が忘れ去られ、骨抜きとなってしまったとし、「サービス・ラーニングはハイジャックされてしまった」と憂う者もいる。²さらには、わが国においても、アメリカにおける制度化の動きに倣い、社会貢献活動を学校教育に導入するべきであるという議論を展開しそれを実践に移す動きも年々さかんとなりつつある。³

サービス・ラーニングとは、簡潔に言えば、コミュニティ・サービス活動と学習の統合であり、一九六九年の南部地域教育委員会(Southern Regional Education Board, 以下SREB)の定義によれば、「(サービス・ラーニングとは)人々のニーズに応える事業と意識的な教育的向上との融合である」⁴。学校における学習とコミュニティ・サービスとの関係については、サービス・ラーニングという言葉こそ用いてはいないが、古くからその試みは繰り返されてきた。全米サービス・ラーニング情報センター(National Clearinghouse of Service Learning)によれば、その歴史は一八六二年のモリル法と国有地付与大学の設置、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてのシャトーカー・ムーブメント、一九世紀後期のジェーン・アダムズによるハル・ハウスの設立、ジョン・デューイによる経験学習の提唱など、連続と続いている。表1は、同情報センターの示すサービス・ラーニングの年表である。スタントンらは、サービス・ラーニングという考え方は、既存の教育観に対するアンチ・テーゼであり、それは当初はおのずと周縁的で、権威や制度に対する挑戦であったとする⁵。学校と地域社会を結びつけるという思想は、常識を疑うというパイオニア的発想と、教育による社会変革というラディカルな動機を秘めていたはずであるという。特に一九六〇年代の公民権運動の時代、学生たちはサービス・ラーニングを通して、学校や大学の閉鎖性に挑戦し、批判的思考を身につけていった。

表1 サービス・ラーニングの起源と制度化の動き（年表）

1862年	モリル法の制定により、国有地売却によって、各州に州立大学の基本財産を確保し、実学を提供する国有地付与大学を設立することが定められた（同法は、国有地付与大学におけるサービスの法的根拠となったとされる）。
1870-1930	シャトーカ・ムーブメント：ヴィンセントによりシャトーカ湖畔で始まったメソヂスト教会の夏期サンデー・スクールが、8週間の成人学級（芸術、科学、人文学）にまで発展する。
1889	ジェーン・アダムズらがシカゴにハル・ハウスを創設し、それはカレッジ・セツルメントであり、人々の社会性を涵養する場であることを強調する。
1890-1910	大学拡張運動の最盛期
1903	ジョン・デューイが経験学習の理論をシカゴの実験学校で実践に移す。
1903	シンシナティ大学で協同教育が始まる。
1910	ウィリアム・ジェイムズが、兵役と異なるナショナル・サービスの概念を提示。
1915頃	アパラチアの民衆学校が2年制、4年制のカレッジになる。
1933-1942	フランクリン・ローズヴェルト大統領、市民保全部隊（Civilian Conservation Corps）を創設し、若者に公園保全活動の機会を与え、経済の建て直しに着手。
1944	帰還兵に教育機会を提供するGIビルがサービスと教育の連係を進める。
1960頃	高齢者のボランティア活動を促進する退職者シニア・ボランティア・プログラム（RSVP）やシニア・コンパニオン・プログラムの展開。
1961	ケネディ大統領、平和部隊を創設。
1964	ジョンソン大統領が「貧困との闘い」の一環で、VISTA（アメリカ・ボランティア・サービス）等を立ち上げる。
1965	カレッジに実地研究プログラムができる。
1966	連邦の資金による都市部隊の結成。
1966-1967	東テネシーのオークリッジ連合大学において、TVAのプロジェクトに初めて「サービス・ラーニング」という用語が使われる。
1968	ワシントンDCにおいてナショナル・サービス事務局会議が開かれる。
1969	アトランタ・サービス・ラーニング会議においてサービス・ラーニングの定義。
1971頃	全国学生ボランティア・プログラム（1979年には全国サービス・ラーニング・センター）が創設となり、雑誌『シナジスト』の定期刊行が始まる。
1979	『シナジスト』にサービス・ラーニングの三原則が掲載される。
1980	青少年を対象としたキャンパス・コンパクトなどの結成が盛んとなる。
1981	青少年のためのナショナル・サービス・ラーニング・センターができる。
1989	ブッシュ大統領（父）がホワイト・ハウスにナショナル・サービス局を創設する。
1990	1990年ナショナル・コミュニティ・サービス法が公布となる。
1992	メリーランド州教育委員会がサービス・ラーニングを高校卒業要件に決定
1993	1993年ナショナル・コミュニティ・サービス・トラスト法が公布となり、ナショナル・サービス公社が創設される。

では、教育における周縁的な試みであったサービス・ラーニングが連邦の教育政策の目玉のように語られ、カリキュラム改革の主流に躍り出たのはいつごろで、それはなぜなのか。本論では、サービス・ラーニングの制度化の過程とその背景をさぐり、その理念の変遷を追うことで、サービス・ラーニング制度化の意味を改めて問うものである。まず一において、サービス・ラーニングのパイオニアと言われる人々がどのような思想のもとに、それを実践に移していったのかを、歴史的に整理する。彼らは、それぞれ、サービス・ラーニングという斬新な試みの中に、民主主義の実現、コミュニティ・サービスの重視、経験学習による教育方法の刷新という様々な目的を志向していたが、そのいずれもが既存の教育観への挑戦という意味で、教育界の主流には位置していなかった。次に二において、サービス・ラーニングが連邦政府の教育改革の柱となった背景を、その論客であるポイヤーを中心としたカーネギー教育振興財団の議論に追う。ここに、アメリカにおけるサービス・ラーニング制度化の鍵がある。そして三において、サービス・ラーニング関連法制の整備により、連邦教育改革の主流に躍り出たサービス・ラーニングに期待されるものは何であるのかを考察する。最後に、社会システム、教育システムの中に定位置を確立したこの時期こそ、サービス・ラーニングの原点に立ち帰る必要があることを確認して、まとめとする。

一．サービス・ラーニングのパイオニアに見る周縁性と変化への意志

周知の通り、一九六〇年代のアメリカは、公民権運動、ベトナム反戦運動、さらには貧困との闘いなど、既存の価値観が大きく揺らいだ時代であった。教育思潮においても、学生活動家や人道主義的な教育者たちは、多様化する学習者に対応することができない、融通のきかない、教師中心で、無意味な教育制度に背を向け始めていた。新しい教育へのアプローチは、地域社会をベースにしたもの、大学をベースにしたもの等、様々であったが、各地で学校や大学と社会を結びつける運動として、爆発的に生まれてきたのである。当時のサービス・ラーニング運動について、ス

タントンは、価値志向性の高い、教育哲学に基づいた動きであったと、次のように述べている。

サービス・ラーニングとは、個別の教育プログラムというよりも、経験学習のアプローチであり、ある価値観の表明であることができる。その価値観とは、他者へのサービス、地域社会の開発とエンパワメント、相互学習であり、学習者とサービスを提供する人々との間の、さらには経験学習プログラムとその対象となる地域社会の組織との間の、社会的、教育的交流の目的や特徴、そしてプロセスを決定づけるものである。⁽⁶⁾

南部地域教育委員会 (SREB) とサービス・ラーニングの定義

表1にもあるように、サービス・ラーニングという用語が初めて登場するのは、一九六六年、東テネシーのオークリッジ連合大学においてであるが、その経過は以下の通りである。⁽⁷⁾一九六五年、ビル・ラムゼイがオークリッジ原子力研究所の大学連携部のアシスタントに就任し、フェローシップやインターンシップ、セミナーなどを通して、大学院生に原子力研究の機会を提供すると共に、彼らに地域社会の抱える課題に対する自覚を促すよう奔走する。一九六六年、ラムゼイは、サービス・ラーニングのパイオニアであるボブ・シグモンを招き入れ、地域の社会的経済的課題解決のためのインターン・プログラムを創設し、学生の指導を依頼する。ラムゼイとシグモンは、SREBにおいて、彼らのプログラムを「サービス・ラーニング」と命名する。「サービス・ラーニング」という用語の誕生である。ラムゼイは、そのときのことを次の様に語っている。

一九六五年、私はオークリッジ原子力研究所 (ORINS) の大学連携部の部長に就任した。ORINSは、南部の大学やカレッジの連合体であり、特に南部の主要な大学は全て加入していた。それは、高等教育と原子力エネルギー・プログラムの関係をはかることを目的とするものであった。

ORINS は科学のみならず、地域に大きな関心を寄せていた。それは当時の風潮でもあったが、私たちは、自分の機関の発展と同様、地域社会の発展にも貢献しなければならなかった。周知の通り、当時は公民権運動が盛んとなった時代である。私たちは地方レベルで公民権運動に関係したという言い方ができよう。時代は政治的動揺期であり、社会変革の時であった。私たちの使命は、地域課題解決のために高等教育ができることを実践することであった。(略)

私たちは、(オークリッジ原子力研究所において) 技術訓練プログラムとインターシップの双方に関連する事業を展開していた。私たちは、労働省に『開発のための人的資源』という報告書を提出した。私たちのプログラムは、地域開発のための人的資源の訓練に必要なプログラムであることが証明されたのである。報告書では、インターシップや技術訓練プログラム、その他のセミナーの充実が提言された。この報告書は連邦政府の目にとまり、労働省と商務省の資金を獲得することができた。一九六六年、私はボブ・シグモンを職員に任用し、その後プログラムはさらに発展することとなる。

しかし、プログラムの発展はORINS内に波紋を呼ぶこととなる。(略) ORINSに所属する大学の代表の中に、地域課題という広範な問題を取り扱うことは科学研究とはかけ離れるのではないかという意見を述べる者もいたのである。(略) このような経過から、インターン・プログラムはアトランタのSREBに移されることとなった。私たちにとって、新しい仕事は刺激的だった。私たちはアトランタへと向かったのである。

私たちは、この(インターン) プログラムを軌道に乗せなければならなかった。それには名前が必要である。

それは医師のインターンと似ているようで異なっていた。実習教育という言葉もそぐわない。プログラムを的確に表現する言葉は何であるか、模索が続いた。経験的学習、経験学習、労働学習、行動的学習・・

ついに私たちはこれをサービス・ラーニングと呼ぶことに決定した。サービスという言葉には価値的な意味合いが含まれていたからである。何もサービスという箱に私たちの活動を閉じこめようと意図したのではない。サービ

スとは態度であり、アプローチなのである。私たちが目指した教育は経験だけではなく、価値判断を含む経験なのであった。例えばマフィアの経験も学習可能な経験かも知れないが、そのようなことを私たちが意図したのではない。ある行為とそれに対する省察に価値判断が含まれるべきだと考えたのである。いわば規律ある省察である。それは本物のサービスであり、学問のためでもなければ表面的なものでもなく横道にそれたものでもない、本物のサービスなのである。そして、機関が関与すべき理由はそこにある。それは気が向いた時に行う学習ではなく、規律有る学習なのである。

このように、ラムゼイとシグモンが「サービス・ラーニング」という言葉で意図したものは、地域課題解決という価値と、機関が提供する持続的な学習プログラムであるという点であった。サービス・ラーニングは単なる経験学習ではないのだという意気込みがひしひしと伝わってくる。その後一九六九年、アトランタ・サービス・ラーニング会議においてSREBはサービス・ラーニングを、「教育的意図をもって、人々の真のニーズに答えようとする実践」と定義する。ここでは、学習効果よりも地域課題の解決が強調されていることが明らかである。

さらに、一九七九年、シグモンは次のようにサービス・ラーニングの三原則を提示する。すなわち、

- ① サービスを受ける者がサービスをコントロールする力を持つ。
- ② サービスを受ける者は、自らの行動で、サービスの提供者になることができる。
- ③ サービスの提供者もまた学習者であり、学習内容に対してコントロールする力を持つ。⁹⁾

この三原則では、サービス・ラーニングが学習者と地域住民をエンパワーすることが強調されている。サービス・ラーニングを通して、双方が主体性を獲得し、学習内容やサービスの内容を決定する力を持つのである。これについて、コネル大学の人文環境分野学習プログラムに所属するミッシェル・ホワイタムは、サービス・ラーニングが人々のエンパワーメントを通して社会変革にまで結びつくことを強調している。¹⁰⁾

しかし一九八〇年代までは、サービス・ラーニングの提唱者は、高等教育分野の少数者にすぎなかった。ラムゼイとシグモンがオークリッジ原子力研究所を跡にしてアトランタへと移ったことはまさに象徴的である。そしてサービス・ラーニングの推進者の意図するところは、社会正義、民主主義、教育方法の刷新と様々であり、彼らがひとつの潮流を形成していたわけでもなかった。クートは、ボラックの分類に依拠し、サービス・ラーニングの目的を大きく三つに分類し、次のように図に表している(図1参照)。いずれにしても、その目的が当時の教育界が志向する目的と全て合致するものではなかったことは、想像にかたくない。特に社会変革を目指すサービス・ラーニングは既存の価値観への挑戦であり、教育政策に異を唱える存在なのであった。¹⁾

このような思想的背景を持つサービス・ラーニングが、アメリカの抱える問題を解決する処方箋のように語られるようになるのは、いつ頃からなのか。それには、一九七〇〜八〇年代のカーネギー教育振興財団の理事長であり議論の中心的存在であったボイヤールの中等教育・高等教育観の影響するところが大きかった。そこで、次にボイヤールの教育観を、カーネギー教育振興財団の報告書から読み解いていこう。

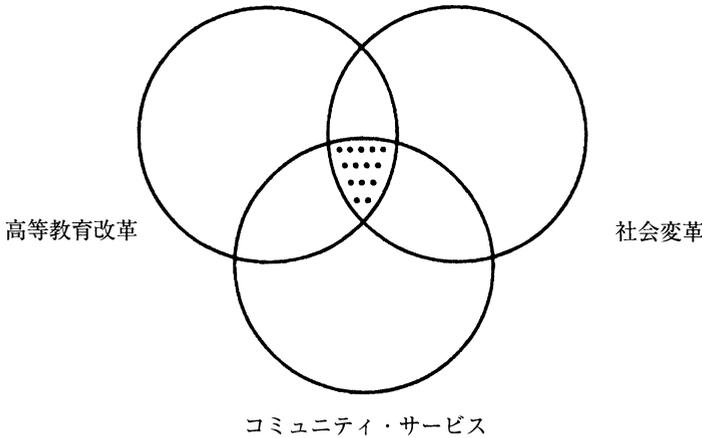


図1 サービス・ラーニングの3つの目的

(出典：T. M. Stanton, D. E. Giles, Jr. & N. I. Cruz, *Service-Learning: A Movement's Pioneers Reflect on Its Origins, Practice, and Future*, San Francisco, Jossey-Bass, 1999, p.213)

二. サービス・ラーニングの制度化を支える思想

アーネスト・ボイヤーは、カーネギー教育振興財団の第八代理事長であり、アメリカの教育長官やニューヨーク州立大学の学長などを歴任し、一九八三年の全国調査では、アメリカを代表する教育者に選ばれた人物である。彼は、一九八〇年、カーネギー教育振興財団の理事長に就任すると、アメリカの教育改革の鍵は高校にあるとし、二年間の調査・研究を経て、*High School: a Report on Secondary Education in America* という報告書を提出している。ここでは、ボイヤーによる二冊の報告書、*Higher Learning in the Nation's Service* と *High School* をもとに、彼の問題意識、教育観、サービス・ラーニングに対する考え方について概観しよう。

Higher Learning in the Nation's Service に見るボイヤーの問題意識

一九八一年、カーネギー教育振興財団は、ボイヤーとヘッチンガー（ニューヨーク・タイムズ財団の理事長）の共同による報告書 *Higher Learning in the Nation's Service* を刊行する。同書の裏表紙には、その出版の意図が次のように記されている。

アメリカの高等教育は、ここ数十年間拡大の途をたどり、その目標もはっきりとしていたが、近年、かげりが見え始め、その存在意義もはっきりしなくなってきた。このエッセイは、今日のアメリカの大学に欠けているものは何かを探ると共に、国の目標と大学のそれが一致していた時代をふり返る。その目標とは、高等教育を新しい階層の人々に拡張することであり、国のフロンティアを拡大することであり、戦争で痛手を被った国に科学的な専門知識を提供することであり、帰還兵に民間の職業機会を提供することであったが、それらは結果的に大学と国の有り様に大きな変化をもたらした。(略)

以上の問題意識から、本書では高等教育の三つの機能である、教育、研究、サービスについて論じ、(国民的議論のきっかけとしたい。)

同書の第二部では、アメリカの将来について論じているが、その中の V. Advancing Civic Learning において、ボイヤーとヘッチンガーは、一八三〇年代にアメリカを訪れたトクヴィルが描いた草の根民主主義を特徴とするアメリカはもはやユートピアであつて、今や一般民衆は、社会問題に無関心になつてしていると嘆き、さらに次のように続ける。¹³⁾

この問題と関連して、今日、明らかに人々は公的機関に信用をなくしている。一九六四年から一九七二年にかけて、この国における市民の疎外感が増大した。ベトナム戦争やウォーターゲートの痛手が消えかけているにもかかわらず、社会不安は解消していない。最近の大統領選挙では有権者の五二%しか投票に出かけなかった。これは、一九四八年以来最低の投票率である。世論調査が正しいとすれば、半数(五一%)のアメリカ人が、エネルギー危機やインフレ、犯罪といった問題が政治によつて解決できるとは思わないという結果が出ている。(略)

無関心は大学のキャンパスにも蔓延している。(略) 最近の調査によれば、大学の新生が国の社会的機関のことを信用していないという結果が出ている。

更にボイヤーとヘッチンガーは、このように政治に信頼を置かない市民や学生が、一方では、国の政策にあまりに無知であり、「市民性の非識字」状態に陥っていると述べる。

国全体が、市民性において非識字となつている。市民として自らを教育する良い方法を見つけることができなければ、私たちははからずも新たな暗黒の時代にさまようことになるだろう。そこでは、少数の専門家が知を独占し、

意志決定をくだす。新たな技術について知を独占する者だけが複雑な状況について理解し、一般民衆に何をするべきかを指図する。このような混乱の時代にあつて、民衆は彼ら自身を知っていることに基づいて判断をくだすのではなく、一部の専門家の言うことに盲目的に従うだけである。⁽¹⁾

ボイヤーとヘッチンガーは、このような状況下では、大学は、学生が社会問題にもっと関心をもつようにし向けるべきだとする。ここでは、サービス・ラーニングという言葉こそ登場しないが、社会に対する無関心を克服することの重要性が述べられている。

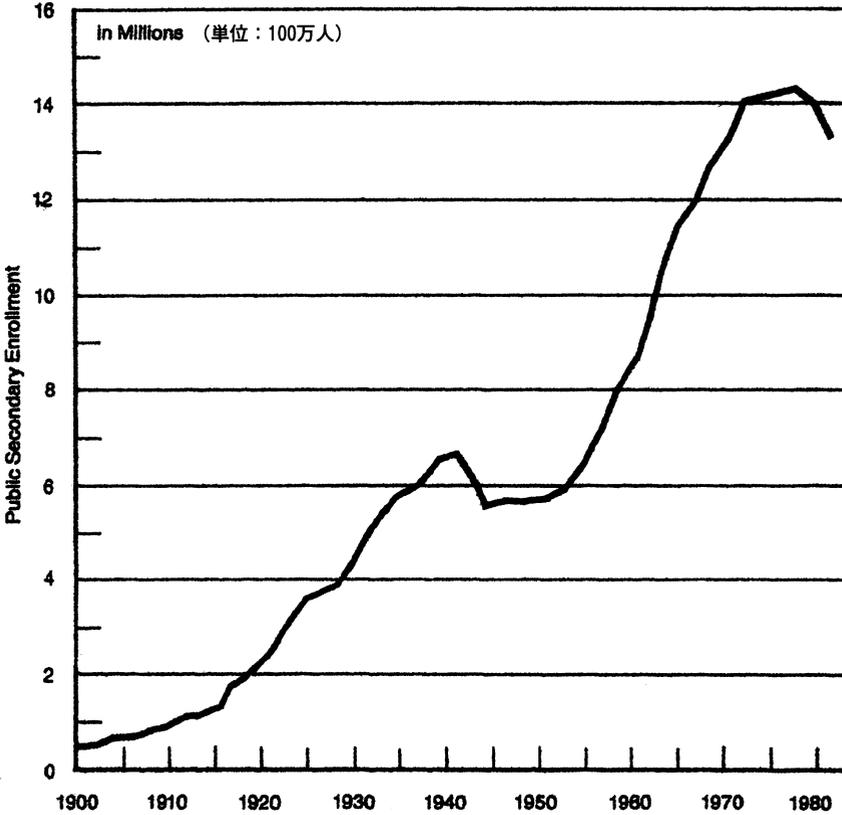
High School にみるボイヤーの高等学校観

ボイヤーはその後一九八三年に、カーネギー教育振興財団の報告書として *High School* を刊行する。ここで、彼は先の問題意識を解決する鍵は高等学校における教育改革にあるとして詳細な分析を試みている。以下、*High School* から、高等学校が掲げるべき目標について、カーネギー教育振興財団の議論を追つていこう。*High School* において、ボイヤーはアメリカにおいて最初の公立高等学校である *English Classical School* がボストンに興つた二八二二年から一五〇年余りの歴史を概観し、20世紀後半高等学校が急速に大衆化した事実を確認した後(表2、表3参照)、あらゆるものが高等学校に求められている、と次のように論じている。

一九五三年、アーサー・ベスターは次のように述べた。「学校は、その役割に適しているか否かには関係なく、他の機関が満たすことのできないあらゆるニーズを引き受けなければならなくなっている。そしてそのような考え方が、ついには教育制度を破滅させてしまうだろう」

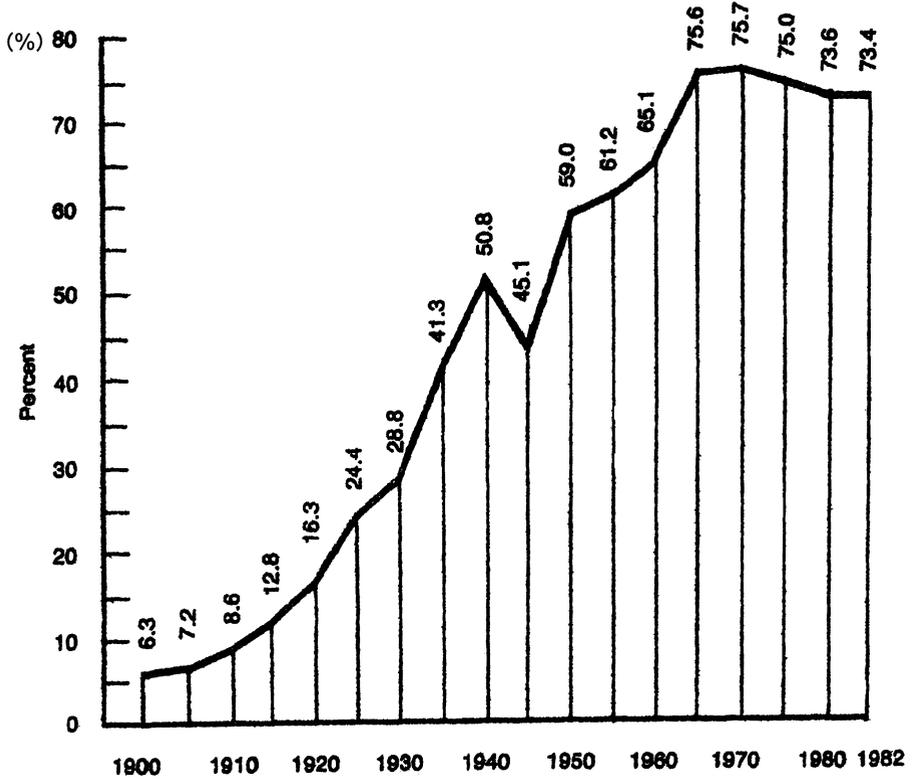
ベスターが述べたことは、予言のようであつた。一五〇年以上前に *English Classical School* が創設されて以来、

表2 公立高校登録学生数 (1900-1981年)



Source: 1900 to 1916: U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*. (Washington: U. S. Government Printing Office, 1975), pp.368-69; 1917 to 1954: Unpublished data, National Center for Education Statistics; 1955 to 1961: National Center for Education Statistics, *Digest of Education Statistics: 1966*, (Washington: U. S. Government Printing Office, 1966), p.24; 1962 to 1973; *Digest of Education Statistics: 1973*, p.31; 1974 to 1981, *Digest of Education Statistics: 1982*, p.38.

表3 17歳人口に対する公立高校
卒業生の比率（1900-1982年）



Source: 1900 to 1935: U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*. (Washington: U. S. Government Printing Office, 1975), p.379; 1940 to 1982: National Center for Education Statistics, *Digest of Education Statistics: 1982* (Washington: U. S. Government Printing Office, 1982), p.65.

高等学校は嵐に出会った船にかじりついて離れぬ人たちのように、数多くの目的を一手に引き受けてしまった。高等学校の生徒の内訳は、当初は都市部の少数派であったのに、今ではほとんどすべての青年にまで拡大している。このような状況では、首尾一貫した目的などというものをみつけることなど難しい。国は、様々な教育政策を積み上げ、それはひとつの教育機関ができる範囲を超えてしまっている。

今日、高等学校には、コミュニティ、家庭、教会に期待するべきサービスのすべてを肩代わりすることが求められている。そしてそれができなければ、高等学校は非難される運命にあるのである。

では、アメリカ人は高等学校に何を求めているのだろうか。話は簡単である。私たちはすべてを高等学校に期待しているのである。¹⁵

ポイヤーはこのように述べ、さらに今日高等学校は目的意識をもって、次の四つの目標を達成するよう努力するべきであるとする。

高等学校は四つの目標を掲げ、教師も生徒も理事も両親も、その目標についてのビジョンを共有しなければならない。ビジョンとは、一日にひとつの学級が目指すべきことといったものより、遙かに大きいものでなければならぬ。それは、生徒を学校に通わせて世の中のトラブルから保護するなどといった消極的なものではない。それはもっと積極的なビジョンであって、たとえば、生徒はカーネギー単位を集積することによって、次のような目標を達成しなければならないのである。

第一に、高等学校は、すべての生徒が言語の習得を通して批判的に考え効果的にコミュニケーションすることができるような能力を身につけることを支援しなければならない。

第二に、高等学校は、人々に共通の人間としての経験に基づいたコア・カリキュラムを通して、すべての生徒が

彼ら自身についてすなわち人間の引き継いできた遺産や彼らの住んでいる相互依存の世界について学ぶことができるよう、条件を整えなければならない。

第三に、高等学校は、個人の能力や関心を発展させるような選択科目のプログラムを通して、すべての生徒が仕事やさらに高度な教育のための準備を整えることができるようにしなければならない。

そして第四に、高等学校は、学校におけるサービス活動やユニティ・サービス活動を通して、すべての生徒が彼らの社会的・市民的責任を全うできるように支援しなければならぬ。¹⁶

特に、第四の目標である市民性の涵養のためにはサービス・ラーニングこそが重要であるとし、同報告書では、次のように「カーネギー・サービス・ラーニング単位」の構想を展開する。

今日アメリカの十代の青少年は、学校の内外の生活に責任をもって関わらなくとも高校を卒業することができ。彼らは孤独な老人と共に過ごすこともせず、字が読めない子どもとの世話をすることもせず、通りを清掃することもせず、さらには学校で何か意味のあることをするでもない。

生徒会は小さな民主主義の単位ではあるが、そこでも民主主義の精神を学ぶことはむずかしくなっている。カリフォルニア自然保護団体の前理事長は、「私たちは子どもたちが行ったことや行わなかったことに責任を持たせることを怠ってきた。」と言う。「子どもたちが約束を破つても責任を取らせるでもなかった。」

ある高校のカウンセラーは次のように言っている。「学校は子どもたちが目標をみつける手助けをするべきです。私たちは子どもたちに政治的社会的自覚を持たせ、政治が彼らや周囲の社会といかに関係があるかを示す責任があります。」

さらに中西部のある学校で私たちは、学校はその目的を拡大するべきであると熱弁をふるう親に遭遇した。

「このように混乱した世の中では、サービスこそが究極の目的です。高校は子どもたちにもっと（社会への）サービスに関わらせるべきです」

上のことから、私たちは次のような結論を導き出した。すなわち、高校において子どもたちはもっと責任をなすべきである。彼らは自分たちの属する地域社会への参加をうながされなければならない。そこで私たちは、全ての高校生にサービス活動、すなわち地域社会や学校におけるボランティア活動を必修とするべきであると提案する。これを、カーネギー・サービス単位と呼ぶことにしよう。

カーネギー単位の歴史を顧みれば、それは教室での学習時間を計ったものである。しかしこの新しい単位は、サービスに従事する時間を重視する。この新しいカーネギー単位は、生徒たちが自立する個人であると同時に、外部の地域社会の一員であることを自覚させる。それはこれまで使われなかった生徒たちの能力を活用し、子どもたちが必要とされる存在であることを自覚させる。（サービス・ラーニングを通して）思春期の子どもたちは疎外感を克服し、地域の課題や政治的課題を知るばかりでなく、高齢の人、病める人、貧しい人、家のない人とふれあうきっかけを得ることもできるのである。¹⁷

このように、ボイヤーは、高校におけるサービス・ラーニングの必修化を提言しているのである。ここで注意しなければならないのは、ラムゼイとシグモンが意味した「サービス」とボイヤーの意図する「サービス」との間には明らかに差があるということである。ラムゼイとシグモンが「サービス」で意図したものは、単なる経験ではなく価値観を伴ったものであったのに対し、ボイヤーの意味する「サービス」は、社会性の涵養のために必要な社会へのサービス（すなわち社会貢献活動）、あるいは奉仕の精神に限定される。後者においては、サービス・ラーニングの意味はコミュニケーション・サービス・ラーニングへと変化している。そして、高校におけるサービス・ラーニングの必修化の提言も含め、ボイヤーの提言は、一九九〇年代のサービス・ラーニングの法制化に大きな影響を与えたのである。

三、サービス・ラーニング関連法制の整備

一九九〇年、ブッシュ政権のもと、National and Community Service Act of 1990（一九九〇年ナショナル・コミュニティ・サービス法）が公布となる。この法律において、サービス・ラーニングを行うプログラムに連邦政府が助成することができるようになり、そのための機関としてCommission on National and Community Service（ナショナル・コミュニティ・サービス委員会）が創設された。同委員会の助成の対象は以下の通りである。

- ① 学齢期の青少年のためのサービス・ラーニングのプログラム
- ② 高等教育におけるサービス・プログラム
- ③ ユース・コース（青少年団体）
- ④ ナショナル・サービスの事例

また同法では、サービス・ラーニングについて、以下のように定義している。¹⁸⁾

一〇一条 定義

(23) service-learning

“service-learning”という用語は次のような教育方法を意味する。

(A) 学生や参加者が次のような周到に計画されたサービスに積極的に参加することで学習し成長するもの

(i) コミュニティのニーズに対応したサービス

(ii) 小学校、中学校、高等学校、高等教育機関、コミュニティ・サービス・プログラム及びコミュニティとの協同開催のサービス

(iii) 市民としての責任意識を涵養するサービス

(B) ちゅうじ

- (i) 学生のカリキュラムや参加者のコミュニティ・サービス計画に組み込まれており、
- (ii) サービス活動に対するふり返りの時間が含まれているもの

また、一九九三年には、クリントン政権のもと、National and Community Service Trust Act of 1993（一九九三年ナショナル・コミュニティ・サービス信託法）が公布となる。この法律は、一九九〇年ナショナル・コミュニティ・サービスの修正法であり、同法により Corporation for National and Community Service（ナショナル・コミュニティ・サービス公社）が新設となり、同公社のもと、Senior Corps（シニア・コーズ）、AmeriCorps（アメリカコーズ）、Learn and Serve America（学習とアメリカへのサービス）の三種類のプログラムが展開されることとなった。なお同公社は、一九九〇年ナショナル・コミュニティ・サービス法によって創設となったナショナル・コミュニティ・サービス委員会と、一九七三年国内ボランティア・サービス法のもとで作られた ACTION の業務を引き継いでいる。同公社の設置については、一九九三年ナショナル・コミュニティ・サービス信託法において、次のように規定されている。¹⁹⁾

一九九一年 ナショナル・コミュニティ・サービス公社

ナショナル・サービス法のもとで実行に移されるプログラムの執行にあたり、ナショナル・コミュニティ・サービス公社を設置する。同公社は、第五編一〇三条の規定により、政府の公社である。

Learn and Serve America（学習とアメリカへのサービス）について

同公社のプログラムのひとつである Learn and Serve America は、サービス・ラーニングに関する助成金を担当している。同プログラムの年次報告書である *Learn and Serve America: Performance Report for Year 2004-2005* によ

れば、同プログラムの目的と実績は以下のとおりである²⁰。

Learn and Serve America (以下LSA) は全米のサービス・ラーニング・プログラムを助成することで、市民の社会参加とボランティア精神の促進に寄与している。本プログラムによって、年間百万人の学生・生徒がコミュニティのニーズに応えながら、知識・技能を高め、市民たる資質を獲得している。本プログラムは一〇年以上にわたって、サービスと学習双方に重点を置き、サービスと学校のカリキュラムを統合するサービス・ラーニングの実践に取り組んでいる。たとえば質の高いサービス・ラーニング・プログラムに参加している学生は、学業と同じように学習成果によって評価される。そして彼らにはコミュニティに学習成果を届けることも期待されている。全てのLSAプログラムは、参加者の市民性や技能、責任感の向上に努めなければならない。

LSAの財源は、州の教育省、非営利組織、カレッジや大学、インディアンの部族、そしてナショナル・コミュニティ・サービスクomiteeを通じて配分される。配分を受けるこれらの機関は助成金の仲介者であり、地域のプログラムに資金やトレーニング、支援を提供し、評価を行う。これに対し資金の提供を受ける地域のプログラムは、学生・生徒、教師、ボランティアを駆使して地域のニーズに応えるべく、学校と地域の組織との連携をはからなければならない。

以上のことから、連邦政府はLSAを通して、直接的、間接的に、全米のサービス・ラーニング・プログラムを把握する立場にあることがわかる。連邦政府のお墨付きを得たサービス・ラーニング・プログラムは、助成金を受けたり学習会に参加したりすることで、円滑にプログラムの運営が行える仕組みとなっている。前述の *Learn and Serve America: Performance Report for 2004-2005* を開くと、全米五〇州の代表的なサービス・ラーニング・プログラムの報告が記載されている。それを読むと、社会の安定と秩序の維持が大きな目的であることが改めて確認できるのである。

終わりに

このように、今日アメリカにおいて、サービス・ラーニングは社会システム、教育システムの中に定位置を持つようになった。二〇〇九年一月、第四代大統領に就任したバラク・オバマ大統領のもとで、アメリカ市民による国家やコミュニティへのサービスは、さらに重視されるに相違ない。連邦政府は、ナショナル・コミュニティ・サービス公社を通して、学校や大学、地域社会、ネイティブ・アメリカンの保留地におけるサービス・ラーニング・プログラムに対する財政的支援を行い、全米サービス・ラーニング情報センターを通して、情報の提供と研究の促進に寄与している。²¹ 同情報センターは、これまでの研究の蓄積もデータベース化し、サービス・ラーニングに関する様々な学会や研究大会へのリンクを張っている。サービス・ラーニングに関する情報網がここに集中していると言っても過言ではない。

これまで教育システムの中で周縁に位置し舞台の袖に控えていたサービス・ラーニングが、突然、舞台の中央に躍り出て、スポット・ライトを浴びることになったのである。「多様の中の統一」の装置としての役割が期待されているゆえであるといえよう。しかし、周縁から中央へと移動したことで、見えなくなってしまうものはないのか。サービス・ラーニングが本来もっていた社会変革への意志はどうなってしまったのか。パイオニアたちの志にたちかえって、その理念を再確認するべきときに来ていると言えよう。²²

注

(1) T. K. Stanton, D. E. Giles, Jr., & N. I. Cruz, *Service-Learning: a Movement's Pioneers Reflect on Its Origins, Practice, and Future*, San Francisco, Jossey-Bass, 1999, p.235.

(2) 前者の例としては、アメリカにおけるサービス・ラーニングに関する大学コンソーシアム結成の動きがある。また

後者の例としては、Stantonらが近年のサービス・ラーニングの流行ともいえる現象に批判的である。

- (3) 日本でも、文部科学省が学校教育への社会貢献活動の導入例として、アメリカのサービス・ラーニングに注目している。
- (4) T. K. Stanton, D. E. Giles, Jr., & N. I. Cruz, *op. cit.*, p.2.
- (5) *Ibid.*, p.1.
- (6) *Ibid.*, p.5.
- (7) *Ibid.*, p.64.
- (8) *Ibid.*, p. 2.
- (9) *Ibid.*, p.3.
- (10) *Ibid.*
- (11) サービス・ラーニングと社会変革に関しては、藤村好美「地域を変えるサービス・ラーニングーシビック・アクティビズムとの先駆けー」日本社会教育学会編『NPOと社会教育』東洋館、二〇〇七年を参照。
- (12) E. L. Boyer & F. M. Hechinger, *Higher Learning in the Nation's Service*, Washington D.C., the Carnegie Foundation for Advancement of Teaching, 1981.
- (13) *Ibid.*, pp.43-44.
- (14) *Ibid.*, p.47.
- (15) E. L. Boyer, *High School: a Report on Secondary Education in America*, New York, Harper & Row, Publishers, pp.56-57.
- (16) *Ibid.*, pp. 66-67.
- (17) *Ibid.*, pp.209-210.
- (18) National and Community Service Act of 1990.
- (19) Public Law 103-82 [H. R. 2010] September 21, 1993 National and Community Service Trust Act of 1993.
- (20) Corporation for National & Community Service, *Learn and Serve America: Performance Report for Program Year 2004-2005*, Rockville, Westat, 2006, pp. v-vi.

(21) 拙著「アメリカ市民の育成と教育―サービス・ラーニングの取り組み―」(北京師範大学との研究交流シンポジウム報告論文)を参照。

(22) T. K. Stanton, D. E. Giles, Jr., & N. I. Cruz, *op.cit.*